

三次市立十日市小・中学校等改築基本構想・基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 市は、三次市立十日市小学校、三次市立十日市中学校等の建替えに関する基本構想及び基本計画の策定に当たり、関係者の意見や考え方を幅広く反映させるため、三次市立十日市小・中学校等改築基本構想・基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本構想案の策定に関すること。
- (2) 基本計画案の策定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、三次市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱又は任命する。

- (1) 教育分野に関する学識経験者
- (2) 建築分野に関する学識経験者
- (3) 三次市立十日市小学校長
- (4) 三次市立十日市中学校長
- (5) 三次市立十日市小学校の保護者を代表する者
- (6) 三次市立十日市中学校の保護者を代表する者
- (7) 三次市十日市保育所長
- (8) 十日市中学校区学校運営協議会（コミュニティ・スクール準備委員会を含む。）を代表する者
- (9) 十日市自治連合会を代表する者
- (10) 地域住民を代表する者
- (11) 情報発信に関する知見を有する者
- (12) 教育部長

(13) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から基本構想・基本計画の策定が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）により会議を開くことができる。

5 オンラインによる会議における第2項及び第3項の規定の適用については、オンラインにより参加した委員を会議に出席したものとみなす。

6 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 第2条に規定する所掌事務に関し、委員会に分科会として次の専門部会（以下「部会」という。）を置き、委員は1以上の部会に属するものとする。

(1) 学校あり方部会

(2) 学校・PTA部会

(3) 地域・生涯学習部会

(4) 庁内部会

- 2 部会に，部会長を置き，各部会において互選するものとする。
- 3 部会長は，委員長の承認を得て部会を随時招集し，その内容を委員会に報告する。
- 4 部会長は，必要があると認めるときは，会議に部会員以外の者の出席を求め，意見若しくは説明を聴き，又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 部会に関し必要な事項は，委員長が別に定める。

(報告)

第8条 委員会は，基本構想案及び基本計画案の策定を教育長に報告するものとする。

(報償費)

第9条 委員が委員会の会議に出席したときの報償費は，三次市報償費支払い基準に基づき支給する。

- 2 委員が部会の会議に出席したときは，第3条第2項第1号及び第2号の委員を除き，報償費を支給しないものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は，教育部教育企画課において処理する。

- 2 委員会の庶務を行うため，必要に応じてアドバイザーを置くことができる。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか，委員会に関し必要な事項は，教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は，令和6年4月18日から施行する。

(最初の会議)

- 2 この告示の施行の日以後，最初に開催される委員会の会議は，第6条第1項の規定にかかわらず，教育長が招集する。